悪徳商法に ひっかからないために

新しい法律と防衛策

〝どうやったら有利な資金運用ができるか〟――低金利時代を迎え、〝財テク〟ブームといわれるなか、消費者の関心は少しでも有利な投資先に集まっています。また、金利や年金で生活しているお年寄り層の経済的不安も高まっています。悪徳業者は、このような消費者の関心や不安に付け入り、暴利をむさぼろうとしているのです。

そこで、悪徳商法による消費者被害を防ぐため「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」が、今年11月に施行されました。また、警察では11月に全国一斉の「生活経済事犯集中取締り」を実施して、悪質業者の取締りをすることにしています。

悪徳商法から消費者を守る法律はどうなっているのかをQ&A形式で紹介するとともに、悪徳セールスマンの勧誘をどう防げばよいのかを見てみましょう。

●「預託等取引契約」に関する法律

現物まがい商法

悪質な取引を法律で規制

Q セールスマンが訪ねてきて、金地金の購入を強引に勧められました。「金の現物は会社で預かって運用し、一年間で確実に一割の配当をする」とのこと。うまい話には違いないが、豊田商事の例もありますので不安です。会社の業務内容や財産の状況を知りたいのですが、「絶対にもうかる」を繰り返すばかりで、契約内容もはっきりしません。大丈夫でしょうか。

A 豊田商事の金の「現物まがい商法」による消費者被害が大きな社会問題となったことは、まだわたしたちの記憶に新しいところです。現在、裁判所で進行中の破産手続で明らかになったところでは、被害者数二万七千人余、被害総額は約一千百億円にものぼっています。

このような「現物まがい商法」の悪質な取引を規制し、消費者被害の再発防止を図るための、「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」（通商産業省提出）が、昭和六十一年五月十六日に国会で成立、同二十三日に公布されました。

規制の対象は「預託等取引契約」

この法律の規制の対象となる取引は「預託等取引契約」です。

預託等取引契約とは、顧客が通商産業省令で定める期間以上の間、政令で指定する「特定商品」または「施設の利用権」を業者に預け、その期間が経過した後に、何らかの財産上の利益が顧客に提供されることが約束されているなどの契約のことです。

法律では、この契約について次のような事項を定めています。

①書面交付の義務付け

業者は、契約を結ぶまでに、契約のあらましと業者の業務・財産の状況を記載した書面を顧客に交付しなければならない。さらに、契約を結んだときは、契約の内容とその履行についての事項を記載した書面を顧客に交付しなければならない。

②勧誘行為などの規制

業者は、契約の締結または更新について勧誘するとき、政令で定める重要な事項について故意に事実を告げなかったり、または不実のことを告げてはならない。また、業者は、顧客を脅迫する言動で勧誘するなどの不当な行為をしてはならない。

③書類閲覧の義務付け

業者は、業者の業務及び財産の状況を記載した書類を事務所に備え置き、預託者の求めに応じて閲覧させなければならない。

④業務停止命令等

①～③に違反した行為が行われ、かつ引き続き行われるおそれのある場合、主務大臣は業者に、一定期間の勧誘・業務の停止などを命じることができる。

⑤預託者側の契約解除権

(ア)クーリング・オフ制度の導入＝顧客は、契約後、書面が交付されてから十四日間は無条件で解約することができる。

(イ)クーリング・オフ期間経過後の契約解除権＝顧客は、クーリング・オフ期間経過後でも解約することができる。この場合、業者の請求できる損害賠償や違約金の額は契約額の一〇％以内に制限される。

◇　◇

この法律によって、悪質な取引は実質禁止されることになりますが、被害を防ぐには、やはり各自の注意が必要です。

悪徳セールスマンの〝うまい話〟には〝毒〟がある

被害にあわないための十か条

悪徳セールスマンの〝標的〟は、商取引や資産形成に不慣れなお年寄りや主婦、若年層です。〝うまい話〟で近づき、巧みなセールス・トークや強引な態度で契約をさせる〝悪徳商法〟――セールスマンの〝毒牙〟にかからないための防衛策を考えてみましょう。

1 何の用？ しっかり聞こう 身分と用件

悪徳業者は、身分を偽ったり販売の意図を隠して消費者に近づいてきます。不審に思ったことはどんどん聞いて、どんな用件かを確かめましょう。

2 おかしいと思ったときは ドア開けず

悪徳業者は、ドアを開けさせて家の中に入り込むことが最大の関心であり、一たん家の中に入り込むと何時間でもしつこく勧誘します。おかしいと思ったときはうかつにドアを開けないようにしましょう。

3 もうかります そんな言葉に ご用心

この世に〝うまい話〟はありません。うますぎる話はおかしいと疑ってかかってください。

4 あやしいぞ 人のフトコロ聞く業者

悪徳業者は、あなたの財産を根こそぎ奪ってしまおうとしています。預金高や財産のことを聞かれても、しゃべらないでください。また、印鑑や貯金通帳を渡すのは絶対禁物。

5 勇気出し はっきり言おう いりません

中途半端な態度ではつけこまれます。毅然（きぜん）とした態度で断りましょう。

6 しつこいな そんな相手は 一一〇番

しつこさに負けて契約するケースも多いようです。あまりしつこいときなどは…○番しましょう。

7 迷ったら 一人で悩まず まず相談

セールスマンの口車にのって契約するのは後悔のもと。迷ったら自分で即断せず第三者の意見を聞くことが大切です。

8 サインして あとでしまった もう遅い

契約書に書いてあることと、セールスマンが言ったことがまったく違っていた――こんなこともよくあります。サインする場合は、よく契約書を読んでからしましょう。

9 契約は してもお金は 後払い

契約と同時に代金を全額払ってしまうと、後で解約できなくなることがあります。支払いは、冷静に考える期間をおいてからにしましょう。

10 あなたです！ 自分の財産 守るのは

悪徳業者は、だましのテクニックを駆使してあなたの心のスキを狙ってきます。迷ったり、優柔不断な態度は禁物です。賢い消費者としての知識を身につけ、大切な財産をあなた自身で守りましょう。

訪問販売などのお問い合わせは役場商工振興課へ

暮らしなんでも相談

（財）新潟県勤労者福祉厚生財団

日常生活の問題をはじめ、法律、健康のことなど一人では解決できない事柄がたくさんあります。財団法人・新潟県勤労者福祉厚生財団が「暮らしなんでも相談」を始めました。申し込みは、住所・氏名・年齢・職業と相談内容を書いて、返信用封筒を同封のうえ下記へお送りください。

〈宛先〉
〒951 新潟市寄居町332番地38 新潟県労働金庫内
（財）新潟県勤労者福祉厚生財団「暮らしなんでも相談室」
☎（025）228－3411（代表）または最寄りの労働金庫へ

＊ご相談上の注意
- 相談範囲は、サラ金、金融全般、住宅、健康、教育、労働、経済、法律、税金、園芸、通信販売、訪問販売、消費一般、料理、冠婚葬祭、その他暮らし全般。
- 県民であれば、どなたでも相談を受けられます。
- 電話によるご相談はご遠慮申し上げます。
- ご相談内容の秘密は厳守いたします。
- 回答は迅速にいたしますが、相談員の都合により、遅れることもありますのでご了承下さい。
- 所定の相談用紙、往信、返信封筒は、労働金庫本支店にあります。所定の用紙でなくとも相談できます。そのさい住所、氏名、年齢、職業と返信用封筒に回答書の送付先を明記して下さい。

優良運転者表彰　1月10日までに

昭和62年度の優良運転者表彰をしますので、該当する人は役場へお申し込みください。表彰内容は下記のとおりです。

1　表彰の種別等
優秀運転者表彰は、県警察本部長と県交通安全協会長が連名で行う表彰で、運転経歴により15年表彰、20年表彰、25年表彰、30年表彰及び40年表彰があります。

2　申請者の資格、要件
表彰を申請するには次の資格、要件が必要です。
(1)交通安全協会の会員であること。
(2)申請する表彰年数以上の運転経験を有し、過去当該年数の間継続して交通事故及び交通法令違反がないこと。
(3)過去3年以内に安協等の主催する運転者講習会を受講していること。
(4)所定の表彰歴を有すること。
ア 15年表彰　県の7年表彰又は地区の10年表彰を受けていること。
イ 20年表彰　15年表彰を受けていること。
ウ 25年表彰　20年表彰を受けていること。
エ 30年表彰　25年表彰を受けてから2年以上経過（表彰から表彰の間をいう。以下同じ。）していること。
オ 40年表彰　30年表彰を受けてから5年以上経過していること。

3　期間の計算
運転経歴は昭和61年12月31日現在で計算します。なお、過去に免許のうっかり失効がある場合は、申請書に「運転免許経歴証明書」を添付してください。

4　提出期限・お問い合わせ
昭和62年1月10日までに役場総務課に

二年詣りの臨時電車運行　新潟交通

新潟交通の電車部は12月31日白山神社二年詣りの臨時列車を運行します。?☎222－8665

〈下り〉白山前行

白根発		23：30
味方	〃	32
味方中学前	〃	35
吉江	〃	37
七穂	〃	39
板井	〃	42
木場	〃	23：20　44
新大野	〃	23　48
黒埼中学前	〃	24　49
越後大野	〃	26　50
焼鮒	〃	29　53
寺地	〃	31　55
平島	〃	33　58
東青山	〃	35　59
東関屋	〃	38　0：01
白山前着		23：46　0：09

〈上り〉白根方面行

白山前発		1：00	1：36
東関屋	〃	08	44
東青山	〃	10	46
平島	〃	12	48
寺地	〃	14	50
焼鮒	〃	16	52
越後大野	〃	19	55
黒埼中学前	〃	21	57
新大野	〃	22	58
木場	〃	1：25	2：01
板井	〃		03
七穂	〃		07
吉江	〃		09
味方中学前	〃		11
味方	〃		13
白根着			2：16

公給領収証を受け取りましょう　巻財務事務所

年末、年始は忘年会や新年会、また旅行などの機会が多くなります。皆さんが飲食店などで、お酒を飲んだり食事をしたり、旅館に宿泊したときは、料理飲食等消費税が課税されます。

税金は料金と合算して請求されますので、税金を支払った証拠として、公給領収証を受け取りましょう。公給領収証には飲食代や税金の内訳が記載されてあり、明朗会計の基になります。

料理飲食等消費税の利用する店や料金による仕組みは下記のとおりです。

区分		免税点
料理店・小料理店		免税点適用なし
バー・キャバレー		免税点適用なし
旅館・ホテル	宿泊　1泊2食の宿泊料金が免税点を超えた場合の基礎控除額（1人1泊につき2,500円）	1人1泊につき 5,000円
	宿泊客の追加飲食、夜食、間食等	1人1泊ごとにつき 2,500円
	宿泊客の昼食	1人1回につき 2,500円
	日帰り客の休憩及び飲食等	1人1回につき 2,500円
飲食店・喫茶店など		1人1回につき 2,500円
経理区分食堂（デパートの食堂など）		1品につき 1,000円
仕出し・出前		1人前 2,500円

なお、旅館や飲食店などで遊興を伴う飲食を行った場合は、免税点の適用はありません。